

福島市上下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 16 号

福島市上下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(福島市職員に対する特別褒賞に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 福島市職員に対する特別褒賞に関する条例施行規則(昭和43年規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別褒賞審査会) 第5条 (略) 2 審査会は、副市長、 <u>上下水道事業管理者</u> 、教育長、 <u>部長等</u> (福島市部設置条例(昭和48年条例第30号)第1条に規定する市長直轄組織及び部の長の職にある者をいう。)、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長の職にある者をもつて組織する。 3~5 (略)	(特別褒賞審査会) 第5条 (略) 2 審査会は、副市長、 <u>水道事業管理者</u> 、教育長、 <u>部長</u> (福島市部設置条例(昭和48年条例第30号)第1条に規定する部の長の職にある者をいう。)、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長の職にある者をもつて組織する。 3~5 (略)

(福島市職員懲戒等審査委員会規則の一部改正)

第2条 福島市職員懲戒等審査委員会規則(昭和43年規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 委員会は、副市長、 <u>上下水道事業管理者</u> 、教育長、 <u>部長等</u> (福島市部設置条例(昭和48年条例第30号)第1条に規定する市長直轄組織及び部の長の職	(組織) 第2条 委員会は、副市長、 <u>水道事業管理者</u> 、教育長、 <u>部長等</u> (福島市部設置条例(昭和48年条例第30号)第1条に規定する部の長の職にある者をいう。)、

にある者をいう。)、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもつてこれを組織する。	上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもつてこれを組織する。
2 (略)	2 (略)

(福島市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第3条 福島市職員安全衛生管理規則(昭和60年規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(安全衛生会議の組織等)</p> <p>第14条 会議は、次に掲げる委員をもつて構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監、政策調整部長、財務部長、商工観光部長、農政部長、市民・文化スポーツ部長、環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、建設部長、都市政策部長、飯坂支所長、議会事務局長、教育長、教育部長、消防長及び総務部次長の職にある者</p> <p>(4) 自治労福島市役所職員労働組合又は消防職員(消防長及び第2条第2号に規定する者を除く。)を代表する者が推薦する者のうちから市長が指名した者 <u>17人</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(安全衛生会議の組織等)</p> <p>第14条 会議は、次に掲げる委員をもつて構成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監、政策調整部長、財務部長、商工観光部長、農政部長、市民・文化スポーツ部長、環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、建設部長、都市政策部長、<u>上下水道局長</u>、飯坂支所長、議会事務局長、教育長、教育部長、消防長及び総務部次長の職にある者</p> <p>(4) 自治労福島市役所職員労働組合又は消防職員(消防長及び第2条第2号に規定する者を除く。)を代表する者が推薦する者のうちから市長が指名した者 <u>18人</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>

(次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第4条 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(平成17年規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計</p>	<p>次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計</p>

画を策定するものとする。		画を策定するものとする。	
(略)		(略)	
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員	水道事業管理者	水道事業管理者が任命する職員

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第5条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成28年規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。
(略)	(略)
上下水道事業管理者	水道事業管理者
上下水道事業管理者が任命する職員	水道事業管理者が任命する職員

(福島市副市長の事務分担等に関する規則の一部改正)

第6条 福島市副市長の事務分担等に関する規則(平成30年規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分担事務) 第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。 (1) (略) (2) 細萱副市長 ア 政策調整部(デジタル改革室に限る。)、商工観光部、農政部、環境部、建設部、都市政策部、 <u>上下水道局</u> に属する事務	(分担事務) 第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。 (1) (略) (2) 細萱副市長 ア 政策調整部(デジタル改革室に限る。)、商工観光部、農政部、環境部、建設部、都市政策部、 <u>福島市部設置条例(昭和48年条例第30号)第1条第12号</u> に規定する上下水道局及び福島市水道事業の設置等に関する条例( <u>昭和41年条例第74号</u> )第3条に規定する上下水道局に属する事務

イ (略)

イ (略)

(福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則等の廃止)

第7条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和45年規則第15号)
- (2) 福島市下水道条例施行規則(昭和47年規則第14号)
- (3) 福島市農業集落排水事業分担金条例施行規則(平成7年規則第16号)
- (4) 福島市農業集落排水処理施設条例施行規則(平成10年規則第22号)
- (5) 福島市排水設備指定工事店等に関する規則(平成15年規則第9号)
- (6) 福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則(平成28年規則第57号)
- (7) 福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(平成30年規則第52号)
- (8) 福島市浄化槽法施行細則(平成30年規則第53号)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。